

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し に係る対応方針について」の対応状況

令和2年6月26日

内閣府
文部科学省
厚生労働省

○子ども・子育て支援法の附則において、施行後5年を目途として、法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講じることとされている。

○このため、子ども・子育て会議において、施行後5年目に当たる令和元年度に、地方分権改革に関する提案事項や制度の施行状況等を勘案し、検討が必要な事項を整理し検討を行い、「子ども・子育て新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日)をとりまとめた。

○当該とりまとめについて、関係府省における対応状況は以下のとおりである。

2. 制度全般に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
2(3)	大型マンション内に認可保育所を設置する場合の居住者の取扱いについて再度通知やFAQの発出等により周知	「大規模マンションにおける保育施設の設置促進について」(平成29年10月18日付け通知)等について、令和2年3月の全国児童福祉主管課長会議(以下、「主管課長会議」と言う)において内容等を再度周知。

3. 公定価格全般に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
3(1)	令和元年10月に改定で2号認定子どもの公定価格に存置された旧副食費相当額の一部については、その財源分を人件費に上乗せする	公定価格の令和2年度改定において、2号認定子どもに係る旧副食費相当額(月額681円)を、2号認定子どもの人件費に上乗せ。
3(2)①	所長設置加算については、基本分単価に組み入れ、要件を満たさない場合に減算する仕組みにすべき	公定価格の令和2年度改定において、所長(管理者)設置加算を基本分単価に組み入れるとともに、要件を満たさない場合に減算する仕組みを導入。
3(2)②	認定こども園でのチーム保育加配加算について、認定区分が1号から2号へ変更される場合の算定方法を見直すべき	公定価格の令和2年度改定において、認定こども園におけるチーム保育加配加算について、利用している子どもの認定区分の変更により加算額が変動しないよう算定方法を見直し。
3(3)	国家公務員等に地域手当がある地域についても、支給割合の高い地域に囲まれている場合、そのうち支給割合が最も近い地域の区分まで引き上げる仕組みの導入を検討すべき	公定価格の令和2年度改定において、国家公務員等に地域手当がある地域についても、支給割合の高い地域に囲まれている場合、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域の区分まで引き上げる補正ルールを導入。
3(3)	地域区分の在り方については、経過措置の将来的な取扱いも含め引き続き検討すべき	地域区分の在り方について、都道府県及び市町村に対して意見照会を実施(資料3参照)。
3(4)	土曜日の開所日数に応じた調整について検討すべき。土曜日の利用児童が少ないことに着目した評価については慎重に検討すべき	公定価格の令和2年度改定において、土曜日に閉所する場合の減算調整について、土曜日の閉所日数に応じて減算する仕組みに見直し
3(5)	減価償却費加算における地域区分について、保育所等整備交付金と同様に区分を見直すべき	公定価格の令和2年度改定において、保育所等整備交付金と同様に、減価償却費加算の地域区分を廃止し、単価を統一。

4. 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
4(1)	処遇改善等加算について、基準年度の取扱いを含め、計画・実績報告の手續など、事務負担軽減の観点から見直しを検討すべき	公定価格の令和2年度改定において、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ共通で、賃金改善の最低起点となる基準年度を、「加算当年度の前年度」とすることを基本とする取扱いに見直し。
4(1)	都道府県と市町村の協議が整っていることなどを前提に処遇改善等加算の認定権限を市町村に移譲することを認めるべき	公定価格の令和2年度改定において、処遇改善等加算の認定権限について、都道府県と委譲を希望する市町村との間で協議が調った場合に、当該市町村に委譲することを可能とする取扱いに見直し。
4(1)	処遇改善等加算Ⅱの配分方法について、取得支援や効果の状況を見極めつつ、更なる緩和を引き続き検討すべき	公定価格の令和2年度改定において、処遇改善等加算Ⅱの実際に月額4万円の賃金改善を行う必要がある職員の人数要件について、「4万円の加算額の算定対象人数の1/2(端数切捨て)以上」から「1人以上」に緩和。
4(2)	保育士以外の職種の活用を促進するため、入所児童処遇特別加算について、加算名称を見直すべき	公定価格の令和2年度改定において、「入所児童処遇特別加算」の名称を「高齢者等活躍促進加算」に変更。
4(3)	複数の施設が共同保育を行い、輪番制で児童を受け入れる場合も、休日保育加算の対象となるよう要件を見直すべき	公定価格の令和2年度改定において、複数の施設等の共同により年間を通じて保育を提供する場合も休日保育加算の対象とする取扱いに見直し。
4(4)	夜間保育所により安定した経営の構築に向け、夜間保育加算を拡充すべき	公定価格の令和2年度改定において、夜間保育加算の単価を引上げ。
4(6)	土曜日における共同保育の取組の在り方等について通知やFAQ等により明確化すべき	公定価格の令和2年度改定において、他の施設等と共同保育を実施することにより土曜日の保育を確保している場合には、土曜日に開所しているものとして取扱い、土曜日に閉所する場合の減算調整の対象としない取扱いを継続。
4(6)	子どもが全員帰宅した後の取扱いに関し、連絡体制の確保措置を要件にしたうえで、保育士がいなくても可とすることを明確化すべき	「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」(2月14日付け通知)を各自治体宛に発出し、令和2年3月の主管課長会議において事務連絡の内容等を周知。
4(8)	保育士等に対する研修の実施について、効果的かつ効率的な受講が可能となるよう、取組を検討し必要な対応策を講じるべき	平成30年度に実施した保育士等キャリアアップ研修をeラーニング等で実施する方法に係る調査研究の結果について、平成31年4月に都道府県に周知するとともに、令和2年3月の主管課長会議においても周知。
4(10)	保育士等という職業や働く場としての保育所等の魅力の向上とその発信に向けた取組等の検討に着手すべき	令和2年2月に保育の現場・職業の魅力向上の検討会を立ち上げ、現在2回開催。本年9月頃を目途に結論を得る予定。

5. 教育・保育の質の向上に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
5(1)	チーム保育推進加算の充実について、必要となる財源の確保を併せて検討すべき	公定価格の令和2年度改定において、チーム保育推進加算の職員の平均経験年数に係る要件について、「15年以上」から「12年以上」に緩和。
5(2)	1号認定子どもに係る給食実施加算について、園として必要となる費用に応じた加算適用の在り方を見直すとともに、きめ細かな栄養・衛生管理の下で調理し給食を実施する場合の加算単価の充実を検討すべき	公定価格の令和2年度改定において、施設内の調理整備を使用しきめ細かく調理を行っている施設への加算を充実するとともに、外部搬入により給食を実施する場合の加算を見直し。
5(2)	栄養管理加算の充実について、必要な財源の確保と併せて検討すべき	公定価格の令和2年度改定において、栄養士を配置する場合等の単価を引上げ。
5(3)	幼稚園・認定こども園の主幹教諭等専任加算について継続的な幼小連携など質の向上に資する取組によっても取得できるよう要件を弾力化すべき	公定価格の令和2年度改定において、幼稚園・認定こども園の主幹教諭等専任加算の加算要件について、継続的な幼小連携に係る取組によっても取得可能となるよう見直し。
5(3)	幼稚園・認定こども園の施設関係者評価加算について学校関係者評価が質向上につながるものとするため、公開保育の取組との一体的な実施に対する支援に向け検討すべき	公定価格の令和2年度改定において、公開保育の取組と一体的に実施する場合に加算するよう見直し。

6. 地域の子育て支援等の機能の充実に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
6(1)	地域の子育て支援の取組状況に着目した加算の在り方に関し、障害のある子どもの受入れや地域の子育て支援機能を保育所等が担っていくことを踏まえ公定価格上の評価を検討すべき	令和2年度予算における事業として、地域の子育て支援や虐待予防の取組み等に資する活動を行う地域連携推進員の配置に対する費用を補助する、「保育所等における要支援児童等対応推進事業」を新設
6(2)	要保護児童対策地域協議会への参加や個別の支援といった保育所等での取組を評価することを検討すべき	令和2年度予算における事業として、地域の子育て支援や虐待予防の取組み等に資する活動を行う地域連携推進員の配置に対する費用を補助する、「保育所等における要支援児童等対応推進事業」を新設

8. 地域型保育事業に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
8(1)	小規模保育B型からA型に移行する公定価格上のインセンティブについて各種講演や自治体の担当者会議において周知・説明することにより活用促進に努めるべき	令和2年3月の主管課長会議において周知
8(1)	小規模保育所での一般型一時預かり事業の実施について、現行の要綱でも可能であることを通知やFAQにより周知すべき	令和2年3月の主管課長会議において周知
8(2)	家庭的保育事業者の研修について、事業への従事開始後一定期間内の受講も認める等の措置を講じるとともに、保育資格を有する者の必要な研修項目の見直しも含めて検討すべき	『『家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について』の一部改正について』(2月14日付け保育課長通知)を各自治体宛発出し、令和2年3月の主管課長会議において通知を発出した旨周知。
8(3)	家庭的事業における自園調理の実施について、経過措置期間が延長されたことや「家庭的保育改修費等支援事業」が利用可能なことを各種講演や自治体の担当者会議において周知・説明すべき	令和2年3月の主管課長会議において周知。
8(4)	居宅訪問型事業者が保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する保育の提供が可能であることを、省令上明確化すべき	家庭的保育事業の設備運営基準について当該内容を明確化する改正を行い、令和2年3月26日に公布し、4月1日に施行。
8(5)	地域型保育事業を卒園した児童の受け皿確保について先行利用調整のようなさまざまな対応策を活用して受入先確保を促すべき。先行利用調整等により引き続き教育・保育の提供を受けられる場合は受入先確保のための連携施設確保を不要とすべき	家庭的保育事業の設備運営基準の改正を行い、令和2年3月26日に公布し、4月1日に施行。

9. 地域子ども・子育て支援事業に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
9(1)	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の量的拡充や補助の在り方についてはニーズ等を踏まえ検討すべき	令和2年度予算において、量的拡充や配慮が必要な子育て家庭への対応等について、充実を実施。
9(1)	一時預かり事業について経営上の課題に対応するための職員の処遇改善や補助単価等の見直し等を検討すべき	一時預かり事業実施要綱、子ども子育て支援交付金交付要綱を改正(利用児童数900人未満の施設の補助基準額の拡充、利用児童数3,900人以上の区分の設定等)し、令和2年4月1日から施行。
9(2)	一時預かり事業等に係る届出等の実施権限は都道府県に属することとしつつ、条例による特例制度の活用により市町村への権限移譲が可能である現行の取扱いについて通知やFAQにより周知すべき	令和2年3月の主管課長会議において周知。
9(4)	病児保育事業の事業経営について運営実態調査の結果を踏まえ更なる検討を行うべき	令和元年度に病児保育事業の運営実態調査を実施(資料4参照)。
9(4)	病児保育事業の安定的運営に向け空き状況確認や利用予定管理のためのシステム構築に要する費用の補助に加え、需要の不安定さや人材確保の困難さに鑑み、柔軟な制度の運用に向けた取組を検討すべき	令和2年度予算において、利用予約管理のためのシステム構築に要する費用の補助を計上。柔軟な制度運用に向けた取組については、令和2年2月の子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会及び3月の主管課長会議において周知。
9(5)	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)において障害児を受け入れる場合の単価の在り方を検討すべき	一時預かり事業実施要綱と子ども子育て支援交付金交付要綱を改正(障害児の受入れ単価を創設)し、令和2年4月1日から施行。

10. その他の事項

	とりまとめの概要	対応状況
10(1)	引き続き各年度の予算編成過程において、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保に努めるべき	これまで実施してきた保育士等の処遇改善、副食費相当額を免除する対象世帯拡充(1号認定子ども)の他、令和2年度からは、新たに、栄養管理加算や一時預かり事業の充実を図る予算措置等を実施。

11. 終わりに

	とりまとめの概要	対応状況
11	災害時における保育所等の臨時休園に係る基準	令和元年度に実施した調査研究の結果を、今後周知。
11	多胎児をもつ子育て家庭等への支援	令和2年度予算において、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や、多胎育児経験者による相談支援等に係る新たな支援事業の創設や拡充を実施。